

福祉用具販売重要事項説明書

1 当事業所が販売する福祉用具についての相談・苦情などの窓口

【有限会社わこう】 TEL : 【0561-65-3691】

福祉用具専門相談員 _____ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 【有限会社わこう】の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	【有限会社わこう】
所在地	日進市蟹甲町中島280番地3
介護保険指定番号	福祉用具販売 (愛知県 第2374901037号)
サービスを提供する地域	東郷町・豊明市・日進市・みよし市・長久手市・安城市・刈谷市 名古屋市名東区・名古屋市天白区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～金	午前9：00～午後6：00
-----	---------------

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名	名	1名
専門相談員	福祉用具専門相談員	3名	名	3名

(4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00
平日・土	△	○	△
日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

※ 早朝(6:00～8:00)深夜(22:00～6:00)の搬入・搬出はできません。

3 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービス（福祉用具販売）を利用する場合は原則として福祉用具販売料金の1割または2割または3割です。（所得に応じて異なります）

ただし、介護保険の給付の範囲を超えた福祉用具販売料金は全額自己負担となります。

[福祉用具販売料金表]

	項目	商品名	メーカー名	金額
1	別紙			
2				
3				

(2) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきます。

(3) 料金の支払い方法

料金の支払方法は、銀行振込、現金集金、ゆうちょ銀行振込、の3通りの中からご

契約の

際に選んでいただきます

4 提供するサービス内容

(1) 福祉用具の選択をお手伝いいたします。ご利用者様の心身の状況、ご要望やお住まいの状況等を考慮し、適切な福祉用具を選んでいただきます。

(2) 福祉用具の取り扱いに関する説明をいたします。利用される福祉用具の取り扱い説明書を交付し、取り扱い方法、注意点、トラブル対応の方法および事故防止のための安全上の注意事項等について、ご使用いただきながら説明いたします。

(3) 特定の福祉用具販売は下記の種目です。

・腰掛便座 　・特殊尿器 　・入浴補助用具 　・簡易浴槽 　・移動用リフトのつり具部分

※一部の福祉用具について貸与と販売の選択制(固定用スロープ・歩行器(歩行車を除く・車輪付きは除く)・多点杖・単点杖(T型杖・松葉杖を除く)

(4) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(5) 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

※介護保険適用の支給限度基準額は、1年間 10万円が上限となります。

※支給限度額の管理期間は、毎年 4月 1日からの 1年間となり、その期間は同一種目の福祉用具の購入は出来かねます。ただし、同一種目でも用途及び機能が異なる場合、破損した場合、要介護状況の程度が著しく高くなった場合は、同一種目でも再購入は可能です。

※市町村により異なる場合があります。

5 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治 医 氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

6 サービス内容に関する苦情

(1) お客様相談・苦情窓口

担当 【杉原】 電話 【0561-65-3691】

(2) その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

日進市市役所 介護保険課 電話 【0561-73-7111】

愛知県国民健康保険団体連合会

介護保険課 電話 【052-971-4165】